

■議案第125号 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

第2次一括法第38条による水道法の一部改正は、水道布設工事の監督技術者の配置基準・資格基準及び水道技術管理者の資格基準等、現在は、政令で定めるとされている基準等を条例事項化するものです。

- (1) 改正前の水道法においては、水道事業者が水道の布設工事を行う場合には、布設工事監督者を配置して監督させなければならない旨が規定されていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、条例で定める水道の布設工事について布設工事監督者を配置して監督させなければならない旨が追加されました。
- (2) 改正前の水道法においては、布設工事監督者の資格基準の根拠が規定されるときともに具体の基準については政令へ委任されていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令の規定を参酌すべき基準として条例で定める旨が追加されました。
- (3) 改正前の水道法においては、水道技術管理者の資格基準の根拠が規定されるときともに具体の基準については政令へ委任されていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令の規定を参酌すべき基準として条例で定める旨が追加されました。

これらのことから水道布設工事の監督技術者の配置基準・資格基準及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例を制定するものです。